

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

○ 各欄の記載要領 (追加分)

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期控除額 2」	震災特例法第 15 条第 6 項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用を受ける場合には、別表四「差引計 41」の「総額①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	
「当期分」の各欄	「災害損失金」	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額 3」欄の記載は必要ありません。
	「青色欠損金」	
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	各欄共通	各欄の記載に当たっては、その明細を「震災により生じた損失の額に関する明細書」に記載して添付してください。
	「資産の滅失等により生じた損失の額 5」の各欄	
	「被害資産の原状回復のための費用の額 6」の各欄	
	「計 7」	平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3 ほか 2 課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に定めるところにより、災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、「5」及び「6」には記載せず、「7の③」にのみ記載することになりますので、この場合には、「5の③」と「6の③」との合計額と「7の③」の金額は一致しないこととなります。